

地域雇用政策の現状と課題

—地域雇用開発促進法改正の動きを踏まえ—

厚生労働省は、地域における雇用情勢の改善テンポに差がみられることから、雇用失業情勢の厳しい地域への対策を強化している。○六年度の対策でその柱となるのが「地域雇用創造支援事業」。有効求人倍率がとくに低い「七

道県（北海道・青森県・秋田県・高知県・長崎県・鹿児島県・沖縄県）に対し、助成率を引き上げるなど、重点的な対策を講じている。さらに対策を効果的に推進するため、○七年度に向け、地域雇用開発促進法に基づく地域類型の見直しを進める考え

だ。

以下、本稿では、地域雇用政策の現状を概観した上で、来年度の法改正の動きについて触れる。

地域雇用創造支援事業

厚生労働省は○五年度から、「地域雇用創造支援事業」をスタートさせた。これは、自発的な雇用創出に取り組む市町村を、国が後押しする制度で、従来型の全国一律の施策とは一線を画すもの。同事業は、①地域雇用創造バックアップ事業②地域提案型雇用創造促進事業（通称・パッケージ事業）③地域創業助成金——の三事業から構成される。雇用創出に

向けた取り組みの内容や状態に応じ、地域がさまざまなメニューを選択し、支援を受ける制度となっている。

地域雇用創造バックアップ事業 （計画の策定を後押し）

雇用創出を図るには、地域が主体となつて、自主的な取り組みを進めていくことが重要だ。しかし、意欲はあるものの、人材やノウハウが不足し、雇用創出に向けた構想が具体化していない地域が多く見受けられる。厚生労働省はこうした地域の雇用創出に向けた計画策定を後押しする「地域雇用創造バックアップ事業」を進めている。

事業は、直近一年間の有効求人倍率が一倍未満の地域を主たる対象とする。意欲はあながらも、雇用創出に向けたビジョンが具体化していない地域は、全国で実施する「スタンダード・メニュー」と、必要な地域で実施する「オプション・メニュー」に盛り込まれた支援策を受けることができる。

「スタンダード・メニュー」は、中小企業診断士や起業専門家などから選ばれた地域雇用創造アドバイザーが、①活用できる制度や事例の紹介②雇用創造のアイデアを具体化する方策の検討③地域関係機関とのコーディネート——について継続的に助言し、意欲ある地域の計画策定を後押しするもの。全国四七の労働局で実施する。

「オプション・メニュー」は、市町村や地域経済団体などで構成する協議会の要望に応じて実施するもの。①地域雇用創造促進会議②専門家や経験者による高度で専門的な助言③地域の資源や産業・雇用などの調査研究——を柱とする。

「地域雇用創造促進会議」は、労働局と都道府県が中心となり、市町村・地域経済団体・地元ハローワークなどの関係者が、雇用創出にむけたビジョンや課題について検討する（全国六〇地域で開催）。

「高度で専門的な助言」は、雇用創出に取り組む市町村に、専門家や経験者を派遣し、当該地域の「強み」（地域資源）を掘り起こし、その土地ならではの振興策をアドバイスする（全国三〇地域で実施）。「調査研究」は、雇用創出に向けた取り組みを進める市町村の労働情勢を分析し、計画策定の後押しをする（全国三〇地域で実施）。バックアップ事業は、次で触れる「地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）」などの具体的な取り組みにつなげていくことを目的とする。

地域提案型雇用創造促進事業 （コンテスト方式で選抜、最大六億円の支援）

雇用情勢が厳しいにもかかわらず、意欲的に雇用創出に取り組む地域も少なくない。

厚生労働省は、市町村等が提案した雇用創出策のなかから、コンテスト方式で効果の高い施策を選抜し、委託する「地域提案型雇用創造促進事業（以下、パッケージ事業）」を進めている。こ



図表1

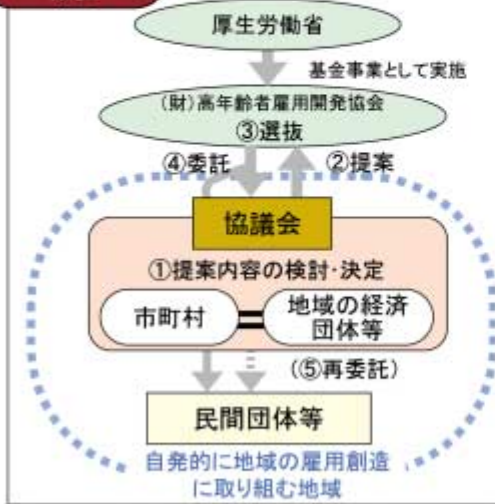
○雇用機会が少ない地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村等が提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供・相談等の事業の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該市町村等に対しその事業を委託する。

対象地域

次のいずれも満たす地域

- ① 雇用機会が少ない地域(直近1年間の有効求人倍率の平均が1倍未満)
- ② 地域再生計画を策定することにより自発的に地域の雇用創造に取り組む地域

概要



事業の内容

雇用創出メニュー

- ・中核的又は専門的人材の誘致活動(募集活動、U・Iターン促進等)
- ・創業者等に対する労務管理についての研修、相談
- ・他地域における成功事例研究やその中心人物を招いてのセミナー 等

能力開発メニュー

- ・訓練(既存施設の改修、講師の再訓練等を含む。)
- ・研修・講習
- ・国内外留学等 等

情報・相談メニュー

- ・求職者等に対する訓練、研修・講習などの情報提供、相談
- ・地域外の求職者等に対するU・Iターンに関する情報提供、相談 等

※ メニューは例示であり、これらに限られない。

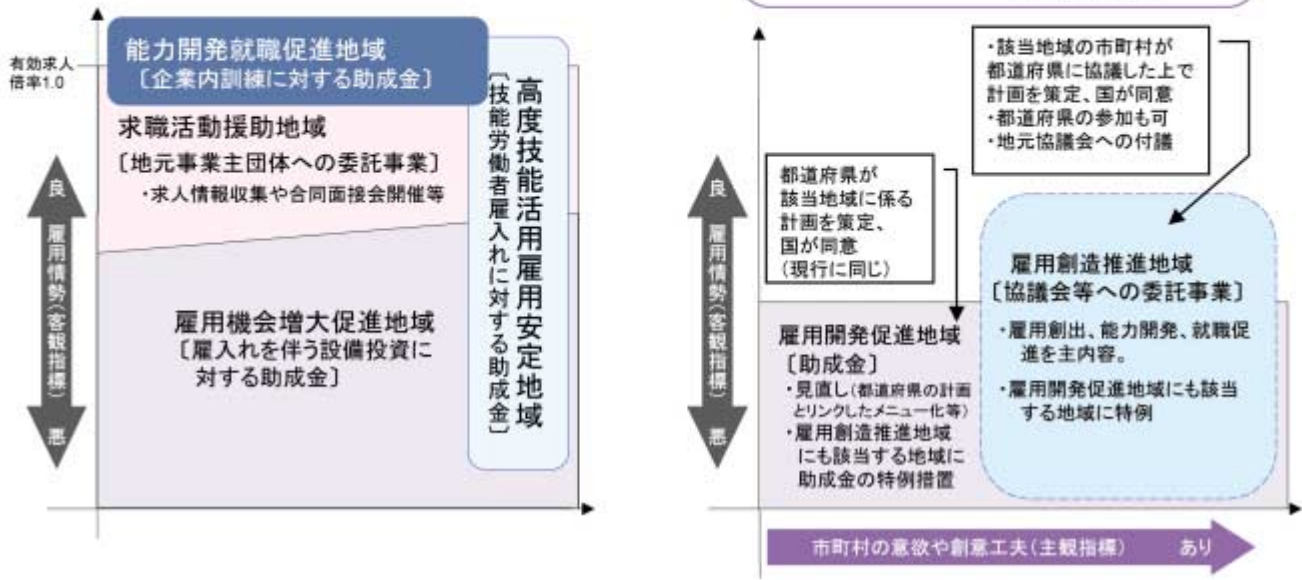
実施規模

- ・事業額は、1地域1年度当たり2億円を上限。同一地域における事業期間は、3年を上限。
- ・実施地域は、毎年度、有識者からなる第三者委員会において選抜して実施。

図表2

現行
○雇用情勢に応じて、都道府県が地域(4類型)を設定し、計画を策定する。
→助成金等

見直し後
○雇用情勢と地域の意欲・創意工夫に応じた2地域類型。
・雇用情勢が特に厳しい地域 →助成金
・地域の意欲が高い地域 →市町村等の創意を活かした委託事業





事業は、〇四年度から実施している地域雇用機会増大促進支援事業（通称「プラス事業」）を発展的に解消し、拡充したものである。

パッケージ事業は、①直近一年間の有効求人倍率の平均が一倍未満と雇用機会が少ない②パッケージ事業を盛り込んだ地域再生計画が認定され、自発的な雇用創出に取り組んでいる——という二つの条件を満たしている地域を対象とする。

支援を受けるには、市町村及び地元経済団体や有識者で構成する協議会を設立する必要がある。これは、「顔の見える」行政単位である市町村と、地域経済に明るい地元団体が一体となって取り組むことで、より効果の高い雇用創出プランの策定が期待できるからだ。

提案する内容は、①雇用創出メニュー②能力開発メニュー③情報・相談メニュー——の三類型に分類される（図

表一参照）。雇用創出策を固めた協議会は、各都道府県労働局に実施内容を提案。提案を受けた厚労省は、有識者などで構成する第三者委員会で審査する。そのうえで、高い雇用創

出効果が見込まれる事業構想を選抜し、協議会に事業を委託する。

事業の実施に伴う支援額は、一地域あたり二億円（一年度）を上限とする。実施期間は、三年まで（中間評価あり）

設定できるため、最高六億円の支援を受けられることも可能となっている。

パッケージ事業は、地域雇用創造支援事業の中核をなすもので、地域活性化の呼び水になるものとして、各地からの期待が大きい。〇六年末時点、一〇一地域で実施中だ。

地域創業助成金

創業を通じた雇用創出

地域活性化に取り組む自治体では、創業を通じた雇用創出策を検討する地域も多い。しかし、創業には新規雇用の雇い入れなど費用がかさみ、二の足を踏む人もいる。そこで厚労省は、創業を軸に雇用創出をねらう市町村や、創業を考えている人には、「地域創業

助成金」で支援する。これは、既存の地域雇用受皿事業特別奨励金を拡充した制度。受皿事業で指定した地域貢献事業（一）、もしくは市町村が認定した地域重点事業で、新たに創業した人を対象に経費援助する。

助成金を受けるには、①法人または個人が、対象事業（貢献事業もしくは重点事業）で創業②スタートから半年以内に地域貢献事業実施計画の認定を受ける③創業から一年半以内に、継続して雇用する労働者を二人以上（うち一人以上は非自発的離職者）雇い入れ、三カ月以上が経過している——ことが要件である。

助成額は、①創業経費は三分の一（上限五〇〇万円）②雇い入れ奨励金は、非自発的離職者一人当たり三〇〇万円支給（上限一〇〇人）——となっている。「地域創業助成金」は、起業による雇用機会の増加をはかるだけでなく、職場産業の再活性化、さらに地域再生の軸となる新産業の育成も視野に入れたすそ野の広い支援策が特徴となっている。

〇六年度の地域雇用対策の特徴

厚労省は〇六年度、雇用情勢が特に厳しい七道県に、重点的な対策を講じている。

第一は、「地域雇用戦略会議」を設置したこと。市町村・都道府県・地元経済団体を一同に集め、関係機関の連携を強化し、雇用創出に向けた取り組みの実効性を高めることをねらいとする。具体的には、国と地方自治体の施策を有効に組み合わせ、①地域雇用創

出に向けた戦略プランの策定②雇用創出のモデル的取り組みの実施③企業向けパンフレットの作成——を進める。第二は、先の「地域雇用創造支援事業」を七道県に手厚く配分していること。①地域雇用創造バックアップ事業（七道県の配分比率を五〇％に引き上げ）②地域提案型雇用創造促進事業（七道県の配分比率を五〇％に引き上げ）③地域創業助成金（七道県の助成率を二分の一まで引き上げ）——などの特別措置を講じる。

第三は、今年度からスタートした「地域雇用開発活性化事業」を七道県に重点的に配分したこと。同事業は、雇用情勢の厳しい地域の産業および企業の活性化を通じ、雇用機会の増大を目的にする。具体的には、中小事業主団体による人材の確保・育成（とくに高齢者の活用や、後継者の確保）の取り組みを支援する。全国五〇地域で実施。年間一五〇〇万円（上限）までの財政支援が、最長三年まで可能な仕組みだ。七道県に対しては、配分比率を三〇％まで引き上げ、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を進める。

〇七年度の地域雇用対策のポイント

地域雇用開発促進法の改正

地域雇用政策の主体が国から地方へシフトするなか、厚労省は、地域雇用開発促進法を見直す方針だ。

地域雇用開発促進法（一九八八年施行）は、地域雇用政策の基本法に位置付けられるもの。同法は当初、雇用情勢が悪い地域を国が指定する「中央主導型」だった。しかし、地方分権の流

れが加速するなか、〇一年に同法を改正。地域（都道府県）が策定した主体的な取り組みを国が同意する、「地域主導型」に生まれかわった。

厚労省は今回、地域類型の見直し（四類型→二類型）を軸に、検討を進める。現行の地域類型は、①雇用機会増大促進地域②求職活動援助地域③能力開発就職促進地域④高度技能活用雇用安定地域——の四分類。これを、「雇用開発促進地域（仮称）」と「雇用創造推進地域（仮称）」の二類型に再編する方針だ。

雇用開発促進地域

「雇用開発促進地域」は、有効求人倍率が一定水準を割り込むなど、雇用情勢が特に厳しい地域を対象とする。講じる措置としては、①事業所の設置・整備と雇入れへの助成②中核人材の受入れに対する助成③能力開発への助成——を予定。このうち、①は、「雇用開発奨励金」を新設する。雇用開発促進地域において、事業所を設置・整備し、地域求職者を雇い入れた場合、人数（三人以上）と設置・整備費用（三〇〇万円以上）に応じ、一定額を支給するもの。②は、「中核人材活用奨励金」を創設する。雇用開発促進地域で、就業機会の増加に結びつく新事業を展開する中核人材を受け入れた場合（地元求職者の雇い入れも必要）、一人につき一〇〇万円（中小一四〇万円）を支給。③は、「地域雇用開発能力開発助成金」を新たに設ける。雇用開発促進地域の事業主が、地域求職者を雇い入れ、職業訓練を受けさせた場合、事業主が払った賃金および訓練経費の三

分の一（中小二分の一）を助成する方針だ。

雇用創造推進地域

他方、「雇用創造推進地域」は、市町村が主体となって自主的に雇用創出に取り組み意欲ある地域を対象とする。講じる事業は、「地域雇用創造推進事業」と「無料職業紹介事業の特例措置」を予定する。

「推進事業」は、現行の地域提案型雇用創造推進事業（パッケージ事業）を拡充するもの。市町村と地元経済団体が構成する協議会が提案した事業（雇用創出・能力開発・就職促進など）のなかから、雇用創出効果の高いものをコンテスト方式で選抜し、事業を委託する。期間の上限は三年で、一地域（年間）に対し最大二億円（七道県は二・五億円）までの財政支援が可能。来年

度は三五地域を採択する方針だ。「特例措置」は現在、国（ハローワーク）が手がけている無料職業紹介事業を、市町村が実施する場合、法律に定める手続きを簡素化し、地域の自主的な就職促進の取り組みを後押しするもの。なお、雇用開発促進地域と雇用創造推進地域が重なる地域では、助成金への特例措置（支給率引き上げなど）を検討している。

地方公共団体との連携強化

現行の雇用対策法では、「地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講じるように努めなければならない」（第五条）と規定し、雇用政策は地方自治体の努力義務であることを明記する。さらに同法第一七条では、「国が行う職業指導及び職業紹介の事業」と「地方公共団体の講じる雇用に関する施策」が「円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、協力する」として、国と地方との連携強化を求めている。

厚労省は今回、国と地方との関係をこれまで以上に緊密にするため、現行の「雇用対策基本計画（第九次）」を廃止すると同時に、新たに「全国指針」と「地方方針」を策定する。

「全国指針」は、厚労相が地方方針策定の目安となる雇用政策の方向性を示すもの。他方、「地方方針」は、各地の労働局長が、地域の実情を踏まえて策定する地域版の雇用方針だ。

なお、地方方針については、労働局長は作成に際し、都道府県知事からの意見聴取が義務付けられる予定。他方、

知事は労働局長に対し、地方方針に盛り込まれた事項への各種の要請^②ができることとする。

国から地方へ

これまで雇用政策の方向性を示してきた「雇用対策基本計画」は五年に一度、見直されてきた。新たに策定される「全国指針」と「地方方針」は、毎年度の策定となり、最新の地域雇用情勢を踏まえた機動的な方針となることが期待される。

この「地方方針」に基づき、「雇用開発促進地域」の指定を受ける都道府県は、地域雇用開発計画を策定。他方、「雇用創造推進地域」の指定を受ける市町村は、地域雇用創造計画を定める。いずれも地域が主体となって進める自主的な雇用創出策を国が後押し（同意）する仕組みをとる。

厚労省はこうした内容を盛り込んだ関連法案（地域雇用開発促進法、雇用対策法）を今年一月開会の通常国会に提出する方針。地域の自主的な雇用創出策を法制面から後押しする。

〔注〕

1. 地域貢献事業は、①個人向け・家庭向けサービス②社会人向け教育サービス③企業・団体向けサービス④住宅関連サービス⑤子育てサービス⑥高齢者ケアサービス⑦医療サービス⑧リリーガルサービス⑨環境サービス⑩地方公共団体からのアウトソーシング——のサービス一〇分野と、地域重点分野をさす。
2. 具体的には、地方自治体が企業誘致する際、労働力確保のためハローワークによる合同選考会の実施要請や、地域の有力企業が倒産した際、再就職支援に関する対策本部の設置などの「要請」を想定する。

（調査部 遠藤彰）

